地方独立行政法人大阪府立病院機構役員報酬等規程

制定　平成１８年　４月　１日規程第　　４号
改正　平成２０年　３月２６日規程第　７３号
改正　平成２０年　７月２９日規程第　９２号
改正　平成２０年　９月１０日規程第　９５号
改正　平成２１年　５月２９日規程第１０７号
改正　平成２１年１１月２７日規程第１１８号
改正　平成２１年１１月２７日規程第１２３号
改正　平成２３年　３月３０日規程第１６０号
改正　平成２４年１２月　１日規程第１９１号
改正　平成２４年１２月１９日規程第１９７号
改正　平成２６年　３月２６日規程第２２８号
改正　平成２７年　３月２５日規程第２５９号
改正　平成２８年　３月２３日規程第２８４号
改正　平成２９年　３月２２日規程第３１５号
改正　平成３０年　３月２８日規程第３４２号
改正　平成３１年　３月２７日規程第３６９号
改正　令和　元年　７月３１日規程第３８３号
改正　令和　２年　３月２５日規程第３９５号
改正　令和　３年　３月３１日規程第４２１号
改正　令和　３年　４月２８日規程第４２９号
改正　令和　４年　８月３１日規程第４５６号
改正　令和　７年　５月２８日規程第５７１号

（目的）

第１条　この規程は、地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（役員の報酬）

第２条　役員の報酬は、常勤の役員については、基本給、通勤手当、賞与及び業績手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。ただし、地方独立行政法人大阪府立病院機構職員給与規程（平成 18 年地方独立行政法人大阪府立病院機構規程第９号。以下「職員給与規程」という。）、地方独立行政法人大阪府立病院機構非常勤職員給与規程（平成 18 年地方独立行政法人大阪府立病院機構規程第 11 号）又は地方独立行政法人大阪府立病院機構院長等給与規程（平成 18 年地方独立行政法人大阪府立病院機構規程第 10 号）の適用を受ける職員が非常勤の役員を兼ねる場合は、非常勤役員手当を支給しない。

（報酬の支給日）

第３条　報酬の支給日は、職員給与規程第７条の規定の例による。

（基本給）

第４条　常勤の役員の基本給の額は、次の表のとおりとする。

区　　分	基本給の額（月額）
理事長	1,140,000 円
副理事長	930,000 円

（通勤手当）

第５条　通勤手当の額及び支給に関しては、職員給与規程の適用を受ける職員（以下「常勤職員」という。）の例による。

（賞与）

第６条　賞与は、毎年６月１日及び 12 月１日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前１か月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

２　賞与の額は、基準日現在において受けるべき基本給の月額及びその月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合においては 100 分の 190、12 月に支給する場合においては 100 分の 205 を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて職員給与規程第 49 条第２項に定める割合を乗じて得た額とする。

３　前項の賞与の額を定めるにあたっては、大阪府知事が行う業績評価の結果、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、前項の規定による賞与の額の 100 分の 10 の範囲内で、これを増額し又は減額することができるものとする。

４　第２項の在職期間には、大阪府職員が退職し、その退職の日の翌日から役員となった場合におけるその者の大阪府職員としての在職期間を含むものとする。

５　賞与の一時差止処分その他賞与の支給に関しては、常勤職員の例による。

（業績手当）

第６条の２　業績手当は、理事長が定める基準に基づく法人の資金収支等が良好な場合に、理事長が定める日（以下この条において「基準日」という。）に在職する常勤の役員に対して支給する。

２ 業績手当の額は、理事長が定める基準により大阪府知事が行う評価の結果に応じて定めた額とする。

３ 次の各号のいずれかに該当する者には、第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る業績手当は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 17 条第２項及び第３項の規定により解任された常勤の役員（同条第２項第１号に該当し、解任された場合を除く。）

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した常勤の役員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者

イ　拘禁刑以上の刑に処せられたもの

ロ　その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第６編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合

ハ　その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し業績手当を支給することが、職務に対する府民の信頼を確保し、業績手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な障害を生ずると認めるとき

（非常勤役員手当）

第７条　非常勤役員手当の額は、月額 70,000 円とする。

２　前項に定める額のほか、非常勤役員の勤務日数に応じ、通勤に要する費用の相当額を支給することができる。

（日割計算）

第８条　新たに常勤の役員となった者には、その日から基本給を支給する。

２　常勤の役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの基本給を支給する。

３　常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月までの基本給を支給する。

４　第１項及び第２項の規定により基本給を支給する場合における日割計算の方法については、常勤職員の例による。

（報酬の支払方法）

第９条　役員の報酬は、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込の方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

（端数の処理）

第 10 条　この規程により計算した金額に、１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（準用）

第 11 条　役員の報酬の支給については、この規程に定めるもののほか、常勤職員の例による。

（退職手当）

第 12 条　役員の退職手当は、支給しないものとする。

附　則（平成１８年規程第４号）

（施行期日）

１　この規程は、平成 18 年４月１日から施行する。

（賞与の特例）

２　第６条の規定にかかわらず、平成 18 年６月１日から平成 22 年 12 月１日までの間における基準日（同条第１項に規定する基準日をいう。）に係る理事長及び副理事長の賞与の額は、それぞれの当該基準日に係る同条に定める額から、理事長にあってはその 100 分の 15、副理事長にあってはその 100 分の 10 に相当する額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附　則（平成２０年規程第７３号）

この規程は、平成 20 年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年規程第９２号）

（施行期日）

１　この規程は、平成 20 年８月１日から施行する。

（報酬の特例）

２　理事長及び副理事長の基本給の額は、平成 23 年４月１日から令和３年３月 31 日までの間において、第４条の規定にかかわらず、同条に定める額から、100 分の２に相当する額を減じた額とし、令和３年４月１日から理事会が別に定める日までの間においては、理事長にあっては、その 100 分の 14、副理事長にあっては、その 100 分の６に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる基本給の月額は、同条に定める額とする。

附　則（平成２０年規程第９５号）

この規程は、平成 20 年 10 月１日から施行する。

附　則（令和３年規程第４２９号）

この規程は、令和 3 年 4 月 28 日から施行する。

附　則（平成２１年規程第１０７号）

（施行期日）

１　この規程は、平成 21 年６月１日から施行する。

（平成 21 年６月に支給する賞与に関する特例措置）

２　平成 21 年６月に支給する賞与に関する第６条第２項の規定の適用については、同項中「100 分の 210」とあるのは「100 分の 195」と読み替えるものとする。

附　則（平成２１年規程第１１８号）

この規程は、平成 21 年 12 月１日から施行する。

附　則（平成２１年規程第１２３号）

この規程は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年規程第１６０号）

（施行期日）

１　この規程は、平成 23 年４月１日から施行する。

（賞与の特例）

２　地方独立行政法人大阪府立病院機構役員報酬等規程を改正する規程（平成 18 年規程第４号）附則第２項は、理事長が別に定める日まで、なお従前の例による。その場合において、「平成 22 年 12 月１日」とあるのは、「理事長が別に定める日」と読み替えて適用する。

（報酬の特例）

３　地方独立行政法人大阪府立病院機構役員報酬等規程を改正する規程（平成 20 年規程第 92 号）附則第２項の適用にあたっては、「100 分の２」とあるのは「理事長にあっては、その 100 分の 14、副理事長にあっては、その 100 分の６」と読み替えて適用する。

（平成２４年１２月に支給する賞与に関する特例措置）

４　平成２４年１２月に支給する賞与に関する第６条の規定の適用については、第６条第２項中「100 分の 200」とあるのは「100 分の 215」と読み替えるものとする。

附　則（平成２４年規程第１９１号）

この規程は、平成 24 年 12 月１日から施行する。

附　則（平成２４年規程第１９７号）

この規程は、平成 25 年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年規程第２２８号）

この規程は、平成 26 年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年規程第２２８号）

この規程は、平成 27 年３月 25 日から施行する。

附　則（平成２８年規程第２８４号）

この規程は、平成 28 年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年規程第３１５号）

この規程は、平成 29 年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年規程第３４２号）

この規程は、平成 30 年 3 月 28 日から施行し、この規程による改正後の大阪府立病院機構役員報酬等規程は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附　則（平成３１年規程第３６９号）

この規程は、平成 31 年 3 月 27 日から施行し、この規程による改正後の大阪府立病院機構役員報酬等規程は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附　則（令和元年規程第３８３号）

（施行期日）

１　この規程は、令和元年７月 31 日から施行し、改正後の地方独立行政法人大阪府立病院機構役員報酬等規程は令和元年６月１日より適用する。

（内払）

２　新規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の地方独立行政法人大阪府立病院機構職員給与規程に基づいて令和元年６月１日以後の分として支給された給与は、新規程による給与の内払とみなす。

（差額の調整）

３　前項の規定による差額の調整は、令和元年８月の基本給の支給日に行うものとする。

附　則（令和２年規程第３９５号）

この規程は、令和 2 年 3 月 25 日から施行し、この規程による改正後の大阪府立病院機構役員報

酬等規程は、令和２年４月１日から適用する。

附　則（令和３年規程第４２１号）

この規程は、令和３年３月 31 日から施行し、この規程による改正後の大阪府立病院機構役員報酬等規程は、令和３年４月１日から適用する。

附　則（令和３年規程第４２９号）

この規程は、令和３年４月 28 日から施行する。

附　則（令和４年規程第４５６号）

この規程は、令和４年８月 31 日から施行し、この規程による改正後の大阪府立病院機構役員報酬等規程は、令和４年９月１日から適用する。

附　則（令和７年規程第５７１号）

この規程は、令和７年５月 28 日から施行し、この規程による改正後の大阪府立病院機構役員報酬等規程は、令和７年６月１日から適用する。